

平成 23 年 (ワ) 第 425 号, 474 号, 745 号, 平成 24 年 (ワ) 第 76 号

浜岡原子力発電所運転永久停止請求事件


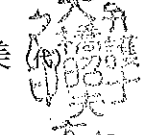
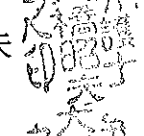
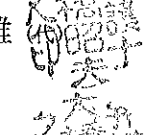
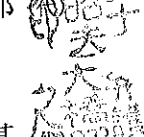
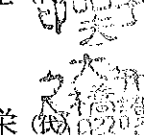
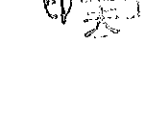
原 告 清水澄夫 外 180 名

被 告 中部電力株式会社






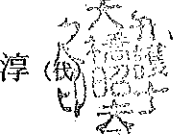


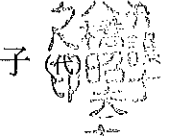


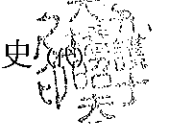
準備書面(5)

2013 (平成 25) 年 12 月 6 日

静岡地方裁判所浜松支部民事部合議 A 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	田代博之	
同	小林達美	
同	大橋昭夫	
同	森下文雄	
同	塩沢忠和	
同	杉山繁二郎	
同	阿部浩基	
同	北村栄	

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

久保田 和 之   
池 田 剛 志   
杉 尾 健太郎   
霧 岡 寿 治   
小 池 賢   
鈴 木 淳   
平 野 晶 規   
加 茂 大 樹   
末 永 智 子   
山 形 祐 生   
北 上 紘 生   
堀 江 哲 史 

平成25年6月19日、いわゆる新規制基準が法制化され、同年7月8日から施行されているところであり、被告からは同基準に沿った主張がなされることが予想されるため、同基準の問題点について、以下のとおり、主張する。

#### 1 福島第一原発事故の原因が未解明であること

新規制基準は、福島第一原発事故の十分な検証を経ずに制定されたものである。

事故を繰り返さないためには、事故の原因を明確に把握することが大原則であり、原因が明らかになって初めて、再発防止対策の検討が可能になるところ、福島第一原発の事故現場は、放射線線量率が極めて高く、特に原子炉に近い機器・配管類の近傍などは短時間で致死量の被ばくをしてしまうほどで、事故後2年以上が経過した今なお、調査のために近づくことができない箇所がある。

このために、重大事故が生じた福島第一原発における機器・配管・構築物等の被害状況、炉心の熔融状態、格納容器の破損箇所等、決定的に重要な状況把握ができていないのである。

平成25年4月22日、新潟県泉田裕彦知事は原子力規制委員長に対する要望書を提出するとともに、原子力規制庁池田克彦長官と面談し、県がこれまでに提出した質問や要請に全く応えていない規制委員会に怒りを表明するとともに、事故の解明が進んでいないのに新基準が制定できるのか、という根本的な問題意識を表明しているところである。

基本的な事故の要因・経緯が曖昧な中でとられる対策は対症療法に過ぎないのであって、現時点の知見に基づく想定を超える事態が起り得ることを無視したものであり、福島第一原発事故の教訓と相容れないものである。

事故の基本的な要因と事故の進展過程について、なお未解明な中、新しい基準を策定すること自体、拙速と言わざるを得ず、同基準を満たしたからといって、決して安全であるということにはならない。

## 2 立地審査指針が採用されていないこと

新規制基準施行前においては、基本的な指針として「立地審査指針」、「安全設計審査指針」、「安全評価審査指針」、「線量目標値指針」が原発の安全審査に用いられてきた。

しかし、新規制基準においては、「立地審査指針」が採用されていない。

それは、仮に福島第一原発事故の知見を反映させて新たに立地審査を行えば、既存の原発は不適合になってしまうからである。

田中俊一原子力規制委員長が「福島のような放出を仮定すると、立地条件が合わなくなってくる」と記者会見（平成24年11月14日）で述べていることから伺えるように、重大事故として福島第一原発事故のように炉心の著しい損傷の後に原子炉格納容器の損傷を生じる事象を想定した場合、敷地境界での被ばく線量がめやす値を超えてしまう可能性が高く、バックフィットで許認可取り消しになる原発が続出することを避けるためである。

立地審査指針は、万が一にも事故が起きた場合でも周辺公衆に放射線被害が及ばないないように、適地に原発を設置することを求め、原子炉と周辺公衆の隔離を設置の要件としていた。すなわち、重大事故（技術的見地からみて、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる事故）とそれを超える放射性物質の放出が考えられる仮想事故（重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故）を想定し、重大事故が起きても周辺公衆に放射線障害を与えないように原子炉周辺の一定範囲を非居住区域とし、仮想事故が起きても周辺公衆に著しい放射線障害を与えないように非居住区域の外側の一定範囲を低人口地帯としなければならないと定めていた。しかし、重大事故、仮想事故の解析・評価は安全評価審査指針に基づいて行われており、福島第一原発事故以前は「仮想事故だといいいながらも、実は非常に甘々な評価をして、余り（放射性物質が）出ないような強引な計算をやっていた。敷地周辺には被害を及ぼさないという結果になるように考えられたのが仮想事故だと思わざるを得ない」（国会事故調にお

ける斑目春樹元原子力安全委員会委員長)と立地審査指針の目的を形骸化する評価を行い、至る所に原発の設置を許可していた。

福島第一原発の敷地境界における事故後1年間の積算線量は、非居住区域や低人口地帯の放射線量の「めやす線量」とされていた量をはるかに超えていた。

また、これまでの立地評価では、重大事故、仮想事故による格納容器の損傷を想定しておらず、また、放出される放射能で考慮されるものは、希ガスとヨウ素のみであり、セシウムなどは評価の対象外であった。

しかし、福島第一原発事故では、格納容器が損傷し、希ガス、ヨウ素、セシウムを含む大量の放射性物質が放出されたのである。

したがって、本来であれば、適切な立地評価基準を策定して安全確保を図るべきであるにもかかわらず、規制委員会は、仮想事故はシビアアクシデントで代替し、離隔要件は、シビアアクシデント対策の有効性評価をもって対応することとしており、立地審査指針及び安全評価指針の立地評価基準を改正してこれを既存の原発に適用することを回避した。

立地審査指針における離隔要件は、万が一の事故が起きても、周辺住民に著しい放射線障害を与えないために離隔を求めて安全を確保しようとするものであって、事故対策によって事故の影響を少なくすることで離隔要件を満足させることができるという考えは立地審査指針の本来の目的をないがしろにし、新たな安全神話を生み出すものである。

新規制基準において立地審査指針が採用されなかったのは、「ルール違反だから、そのルールを廃止する」という考えによるものであり、それは科学的、技術的な論理に反するものである。

また、原子炉等規制法43条の3の6第1項第4号において「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が(中略)発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会で定める基準に適合するものであること。」と定められているところ、ここでいう「施設の位置」の適合の判断をするのが、まさし

く立地評価である。

したがって、立地評価を外した新規制基準は、法律にも反するものであり、安全確保策として明らかに不十分なものである。

### 3 設計基準事故に共通原因故障が考えられていないこと

旧基準では、異常な運転状態として、異常な過渡変化及びそれを超える異常状態である事故を想定して安全性を検討していた。それと別個の考えの下に重大事故、仮想事故を想定した立地評価をしていたことは前記のとおりである。

新規制基準では、シビアアクシデント対策を取り入れ、異常状態及び事故として①異常な過渡変化、②設計基準事故、③重大事故に至るおそれがある事故、④重大事故、⑤特定重大事故、⑥大規模損壊を想定して安全対策を規定している。なお、③以降がシビアアクシデント対策である（但し、新規制基準では「重大事故」という呼称をシビアアクシデントに係る事故に用いているので、旧基準の呼称と異なる。）。

旧基準においても新規制基準においても、異常な過渡変化及び設計基準事故の安全性を検討する条件として、単一故障の仮定をとり、一つの原因で同時に多数の故障が起きる共通要因故障を想定した安全性評価はしないことにしている。自然現象を原因とする事故であれば、共通要因故障は想定すべきだが、設計基準事故の事故原因としては内部現象だけを考えることにし、自然現象に対しては、別途設計基準を策定し、設計基準内であれば安全性が確保されるものと考えことにしているのである。

このように自然現象を原因とする事故を考えず、単一故障の仮定しか考えないことは、安全性を軽視した非現実的な考え方である。基準検討チームにおいても「重要度の特に高い安全機能を有する系統は・・・多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であること。ただし、共通要因又は従属要因による機能喪失が独立性のみで防止できない場合には、その共通要因又は従属要因による機能の喪失モ

ードに対する多様性及び独立性を備えた設計であること」という規制案が検討されていたが、結局、新基準は従来の単一故障の仮定を維持しており、安全性に関する考え方の根本的な欠陥を維持したままである。

#### 4 外部電源に関する重要度分類指針等が変更されていないこと

重要度分類とは、原子炉施設の安全性を確保するために必要な各種の機能（安全機能）について、安全上の見地からそれらの相対的重要度を定め、これらの機能を果たすべき構築物、系統及び機器の設計に対して、適切な要求を課すための基礎を定めることを目的とするものである。

安全機能の性質に応じて、P S（Prevention System：異常発生防止系）とM S（Mitigation System：異常影響緩和系）に分類され、P Sは、その機能の喪失により、原子炉施設を異常状態に陥れ、もって一般公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるというものであり、M Sは、原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するものというものである。

さらに、P SとM Sに属する構築物、系統及び機器を、その重要度に応じて3クラスに分類し、設計上考慮すべき信頼性の程度を区分している。クラス1は、合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス2は高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3は一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することを目標とする。

外部電源は、「重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器が、その機能を達成するために電源を必要とする場合においては、外部電源又は非常用所内電源のいずれからも電力の供給を受けられる設計であること」（安全設計審査指針4.8）と定められていたとおり、非常用電源と並列的にいずれかからの電気が供給される設計が要求される重要な系統であるところ、非常用電源系統は、

重要度分類指針のクラス1、耐震性能をSクラスに位置付けられていた。

しかし、外部電源は、重要度分類指針では「PS-3（クラス3）に分類され、異常状態の起回事象となるものであって、PS-1（クラス1）及びPS-2（クラス2）以外の構築物、系統及び機器」に分類され、耐震設計上の重要度分類においても、Sクラス、Bクラス、Cクラスの分類のうち、最も耐震強度が低い設計が許容されるCクラスに分類されていたが、原子力安全委員会も、外部電源の扱いに瑕疵があったことを認めていた。

それにもかかわらず、上記指針が改められることはなく、新規制基準においては、単に、独立した2系統の外部電源が要求されるにとどまった。

福島第一原発事故において、外部電源が地震の揺れによって喪失したことは明らかであり、かつ、外部電源が重要な施設であることは明らかであるにもかかわらず、新規制基準においては、そのような点について考慮することなく指針をそのまま改めることなく採用しているのである。

## 5 危険な格納容器が放置されたままであること

新規制基準においては、沸騰水型原子炉（BWR）の構造的欠陥を放置したまま、放射能の拡散を前提としたフィルター付きベントに依存する重大事故対策を規定している。

本来、格納容器は原発の最後の砦ともいわれる「放射性物質を閉じ込める」機能を担っているが、原告らが従前主張したとおり、炉心損傷が起きると大量の水素が発生し、格納容器内の圧力が増し、そのために、特に格納容器の容量が小さいマークI型では爆発の危険が大きい。

そして、仮に、フィルターが機能したとしても、完全に放射性物質を除去できるわけではない。

そもそも、希ガスについては、その性質上フィルターを素通りするため除去することはできないのであって、希ガスを考慮に入れると、例えフィルターが機能



しても立地審査指針のめやす値を大幅に超える放射性物質が放出されるおそれもある。

ベントは一時的であっても機能を人為的に喪失させる方策であり、フィルター効果でヨウ素とセシウムの放出量を一定程度減らすことができたとしても、完全に除去することはできないし、また、そもそも希ガスについてはその放出を認めることになり、放射性物質を閉じ込めるという本来の機能を放棄するに等しいものであって、重大事故対策として不十分極まりないものである。

## 6 重大事故対策が不十分であること

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」では、「第三章 重大事故等対処施設」（37条以下）において、施設における重大事故等対策が規定されている。

具体的には、原子炉施設は、①重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合に、炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたものであること、②重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合に、使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたものであること、③重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合に、運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたものであること、④重大事故が発生した場合に、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものであることが要求されている。

そして、「必要な措置を講じたものである」か否かの判断は、対策の有効性評価によることにしている。

例えば、炉心損傷防止対策の有効性評価についていえば、規則解釈において、「炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたもの」とは、次の要件を満たすものと説明されている。

(a) 想定する事故シーケンスグループのうち炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期待できるものにあつては、炉心の著しい損傷を防止するための十分な対策が計画されており、かつ、その対策が想定する範囲内で有効性があることを確認する。

(b) 想定する事故シーケンスグループのうち炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期待することが困難なもの（格納容器先行破損シーケンス、格納容器バイパス等）にあつては、炉心の著しい損傷を防止する対策に有効性があることを確認する。

これは、つまり、炉心が損傷しても格納容器の保護機能が期待できれば、炉心損傷防止が現実化していなくても炉心損傷防止対策が計画されていればよく、格納容器の保護機能に期待できないのであれば、炉心損傷が現実の危険であるから、有効な炉心損傷防止対策を講じろというものである。

炉心の著しい損傷が防止できなかった場合は、格納容器で放射性物質の放出防止、軽減をすることになっているが、使用済み燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済み燃料の著しい損傷の場合は、その次の防止対策が無いのである。原子炉格納容器が破損した場合も同様であつて、重大事故対策としては不十分なものと言わざるを得ない。

重大事故等対処設備は、設計基準事故対策として設計された設計基準設備の安全機能が喪失した場合に稼働することが予定されている設備である。例えば、設計基準を超える地震・津波によって設計基準設備の安全機能が喪失することが想定される。したがつて、重大事故等対処設備の基準が、設計基準設備の設計基準である地震動・津波と同じ基準であれば、共倒れになる危険性があるので、重大事故等対処設備の基準地震動・基準津波は、設計基準よりも大きな地震動・津波に耐えられる設備であることが論理必然的に求められる。そのため、基準検討チームでも、当初は設計基準のn倍とすることが検討されていたが、新規制基準では、設計基準設備と重大事故等対処設備の基準は同じでよいとされており、これ

では多重防護とは到底いえない。

#### 7 特定重大事故対処施設等の完備に5年間の猶予期間が与えられたこと

新規制基準においては、「特定重大事故等対処施設（原子炉格納容器フィルタベント、緊急時制御室等）」、「直流電源設備（第3系統目）」について、その完備までに5年間の猶予を与えるとされた。

かかる猶予規定の存在は、少なくとも猶予された5年間について、基準自ら安全性が欠如していることを自認するに等しく、その間に発生しうる事故に対する安全性は全く保証されていない。

原発再稼働の条件にこのような猶予を設けること自体、基準が再稼働のためのものと言われるゆえんである。

福島第一原発事故の根源的原因の一つが「規制当局が事業者の虜になっていた」ことは、国会事故調で厳しく指摘された点である。電気事業者側の事情で設置が遅れるのであれば、それまで再稼働は認めないとするのが、規制当局として当然の判断であり、5年猶予は、再び原子力規制委員会が事業者の虜となりつつあることを示しているものといえ、かかる猶予規定に全く合理性がないことは明らかである。

#### 8 大規模損壊時の対策が脆弱であること

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」においては、重大事故とは別に、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合を「大規模損壊時」と呼称し、その場合において、発電用原子炉施設の保全のために以下の活動を行う体制の整備を求めている（同規則86条）。

①保全計画の策定、②要員の配置、③教育及び訓練の実施、④電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材の備え、⑤破損の緩和対策等を定め要員に守ら

せること、⑦定期的な評価。

また、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」においては、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応として、以下の事項を要求している。

① 可搬型設備等による対応

(a) 大規模損壊が発生した場合における、消火活動等の緩和対策についての手順書の整備又は、整備される方針の明示、

(b) 手順書に従って活動を行うための体制及び資機材の整備、又は整備される方針の明示

② 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備

体制が整備されているか、又は整備される方針の明示

しかし、これらの規則、基準の文言からは、結局、大規模損壊時に、何を要求し、それによって何を防止、緩和できるのか全く不明である。具体策としては、放水しか規定していないのである。

9 集中立地規制の導入が見送られたこと

福島第一原発事故の際には、同じ敷地内に立つ原子炉3基が同時に炉心溶融し、事故対処を困難にした。

それにもかかわらず、新規制基準において、原発立地一か所当たり原子炉の数を抑えるべきであるという集中立地規制の導入が見送られた。

検討チームの第1回会合において、更田豊志規制委員は、「(原子炉6基があった福島第一原発の)2号機、3号機で操作をしようとした際、1号機が既にシビアアクシデントで極めて作業が困難だった。」「非常に気になっていて、1基(だけ)建っている場合と(安全対策が)同じでいいのか。」と指摘している。

また、田中俊一規制委員長も会見で「(原子炉を1カ所3基以下に抑えるのは)

本来ではその方がいいでしょうがどう判断するか。」「国際的にはアメリカとかは3基まで」と述べ、集中立地の原発には単独の原子炉より厳しい安全対策を求める可能性を示唆していた。

しかし、既に立地している日本の原発の現状が規制基準の条件を満たさないため、規制の導入が見送られたのである。

## 10 小括

その他にも、新規制基準においては、除雪対策が講じられていなかったり、テロ対策のために必要となる、原発で働く下請け孫請け企業の社員の身元確認の義務化が見送られるなど、問題点は山積みとなっている。

新規制基準は、福島第一原発事故の十分な検証を経ずに制定され、その内容も福島第一原発事故の教訓が全く生かされていない杜撰なものであって、仮に、同基準を満たしたからといって、安全であるということは全くいえないのである。

以上